## 広島県告示第六百九十一号

定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第五項の規

令和四年九月八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等な	の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	る土地
氏名又は名称	住所	所在	面積(㎡)
広島県果実農業協同組	竹原市	三原市鷺浦町須波二〇九番一	一二、七二五
合連合会		ほか一〇筆	
株式会社クリーンカル	安芸高田市	安芸高田市吉田町上入江字久	二五、六九五
チャー		保一一四六番一ほか八筆	
株式会社恵	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字賀茂字野阪	三五、一三五
		七一一番四ほか三二筆	

## 二 認可年月日

令和四年九月七日